

2010年1月19日

各位

株式会社日本航空  
株式会社日本航空インターナショナル  
株式会社ジャルキャピタル  
管財人 株式会社企業再生支援機構  
職務執行者 瀬戸英雄  
職務執行者 中村彰利  
  
管財人 弁護士片山英二

## ご挨拶

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、株式会社日本航空、株式会社日本航空インターナショナル及び株式会社ジャルキャピタルの三社（以下「日本航空ら三社」といいます。）は、本日、株式会社日本政策投資銀行ほか主要金融機関4社と連名で、株式会社企業再生支援機構（以下、「企業再生支援機構」といいます。）に対し支援申込を行い、同日、企業再生支援機構から支援決定を受けるとともに、東京地方裁判所に対して会社更生手続開始の申立てを行い、同日、同裁判所から開始決定を得ました。そして、会社更生手続開始決定に伴い、管財人として、企業再生支援機構及び弁護士片山英二が選任されました。また、あわせて、企業再生支援機構の法人管財人の職務を執行する者として瀬戸英雄及び中村彰利が指名されております。なお、新経営体制は2月上旬に決定する予定であり、それまでの間は専務執行役員上原雅人がグループCOO臨時代行を務め、業務執行を行います。

企業再生支援機構は、法律に定められた所定の事業者の事業再生支援を目的として、国の認可法人として設立された株式会社であり、日本航空ら三社は、上記支援決定により、公的な再生支援を受けることとなったものです。上記一連の手続は、企業再生支援機構による支援手続に、事前調整型の会社更生手続を併用した初めての公的な再生支援の枠組みであります。

日本航空ら三社につきましては、企業再生支援機構及び株式会社日本政策投資銀行様のご支援・ご協力により事業継続に必要な資金枠6000億円が確保され、政府によるさまざまなご支援も得られており、従前どおりの運航を継続する体制が整っております。また、日本航空の運航やサービス提供等の事業の円滑な継続を図るため、上記会社更生手続においては、特に裁判所のご許可を得て、マイレージを含めたお客様に対する従前のサービス提供の維持を図るとともに、お取引先様の取引債権について従前の取引条件のもとお支払を継続し、もって事業価値の維持を図ることとなっております。

なお、日本航空ら三社を除く日本航空グループ各社については、会社更生手続は利用されておられません。それらグループ各社につきましては、上記各手続の影響を受けることなく従前どおり事業が継続されますので併せてご理解のほどお願いいたします。

今後につきましては、日本航空ら三社は、裁判所の監督の下、手続の公正性・透明性を保持しつつ、確実かつ早期に日本航空グループの再生を図ってまいります。

皆さまにおかれましては、何卒引き続きのご支援を賜りたくお願い申し上げますとともに、今後とも日本航空をご愛顧いただきますようお願いいたします。

敬具